

【協議事項6】

病床の医療機能の変更や減床を予定している医療機関の取扱いについて

1 変更案

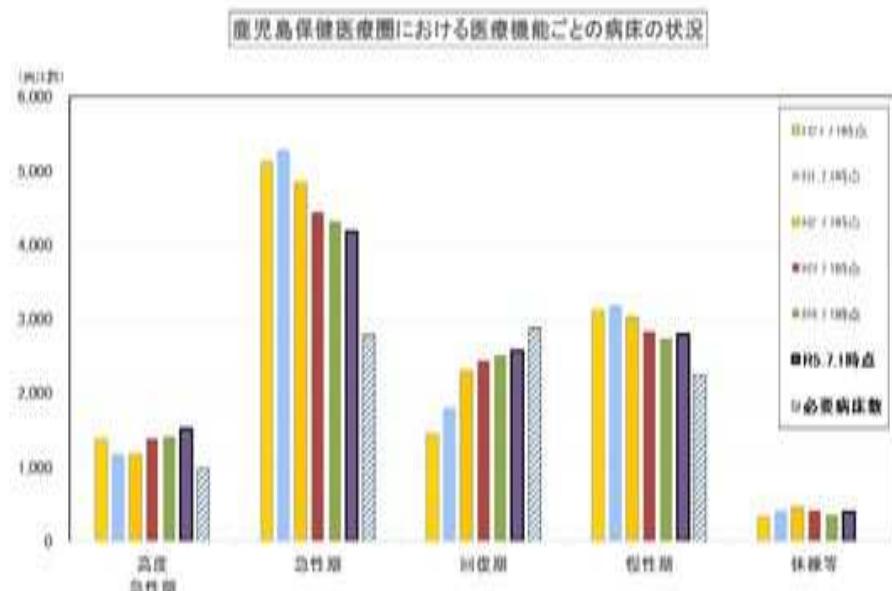
鹿児島保健医療圏における医療機関が病床の医療機能を変更する場合の鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）での協議に関する取扱いについて、新たに「回復期」を減床する場合を協議事項に追加する。

なお、過去に調整会議において決定した協議事項は、次のとおり。

- (1) 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」へ変更する場合
[令和3年8月17日決定]
- (2) 「慢性化」から「回復期」へ変更する場合 [令和3年8月17日決定]
- (3) 「急性期」から「高度急性期」、「高度急性期」から「急性期」へ医療機能を変更する場合の取扱は定めない。 [令和5年8月4日決定]
- (4) 「回復期」から「慢性期」へ変更する場合 [令和7年3月6日決定]

2 理由

「回復期」が必要量に達していないこと、国の通知（「地域医療構想の進め方について」平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）では具体的対応方針を見直す必要が生じた場合は、改めて地域医療構想調整会議で協議することとされていること、さらに先の調整会議（第25回）においてこの取扱いについて疑義が寄せられたため。



3 新旧対照表

現行の取扱いを以下のとおりとし、新たに「回復期」を減床する場合を協議事項に追加する。

| 現 行 | 変 更 (案) |
|--|--|
| <p>第24回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和7年3月6日）決定事項</p> <p>＜病床の医療機能を<u>変更予定</u>の医療機関の取扱＞</p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」、「慢性期」から「回復期」、「回復期」から「慢性期」へ病床の<u>医療機能を変更予定</u>の医療機関について、病床数に関わらず、変更理由等の書面回答を求め、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの： 専門部会への出席及び説明を求め、協議する。 (2) 疑義のないもの： 専門部会で書面により協議する。 なお、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち</p> | <p>病床の医療機能の<u>変更や減床</u>を予定している医療機関の取扱い</p> <p>1 趣旨 この取扱いは、鹿児島保健医療圏における医療機関が病床の医療機能を見直す必要が生じた場合の鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）での協議に関する取扱いを定めるものである。</p> <p>2 対象地域 鹿児島保健医療圏域（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村）</p> <p>3 調整会議での協議事項 調整会議における協議事項は、病床の医療機能を見直す場合のうち、次に定める事項とする。</p> <p>(1) 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」へ変更する場合 (2) 「慢性期」から「回復期」へ変更する場合 (3) 「回復期」から「慢性期」へ変更する場合 (4) 「回復期」を減床する場合〔今回追加（案）〕</p> <p>4 協議の運用方法 調整会議は、上記3の病床の<u>医療機能の変更や減床予定</u>の医療機関に対して、病床数に関わらず、変更理由等の書面回答を求め、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱うものとする。</p> |

一人でも疑義のある場合、「疑義のあるもの」として取り扱うこととし、該当する専門部会において協議する。

なお、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合、「疑義のあるもの」として取り扱うこととし、該当する専門部会において協議する。

(1) 疑義のあるもの

専門部会への出席及び説明を求め、協議する。

(2) 疑義のないもの

専門部会で書面で協議する。

5 その他

当該取扱いに疑義が生じた場合は、調整会議において協議するものとする。

<付則>

令和3年8月12日決定

(第15回調整会議)

令和7年3月6日決定

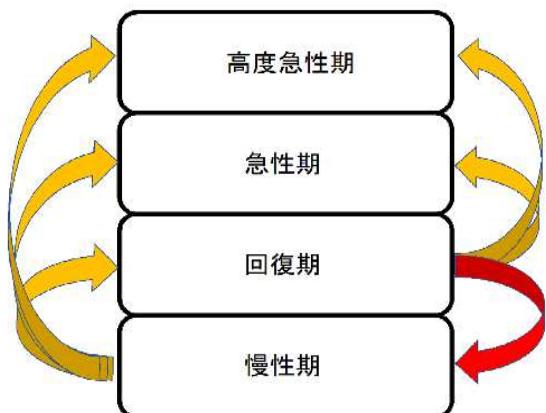
(第24回調整会議)

令和7年 月 日決定

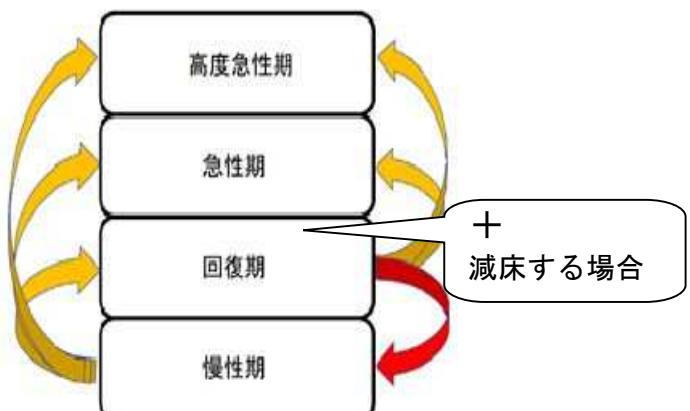
(第26回調整会議)

<協議事項とする場合のイメージ>

現行の取扱い



変更（案）



病床の医療機能の変更や減床を予定している医療機関の取扱い

1 趣旨

この取扱いは、鹿児島保健医療圏における医療機関が病床の医療機能を見直す必要が生じた場合の鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）での協議に関する取扱いを定めるものである。

2 対象地域

鹿児島保健医療圏域（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村）

3 調整会議での協議事項

調整会議における協議事項は、病床の医療機能を見直す場合のうち、次に定める事項とする。

- (1) 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」へ変更する場合
- (2) 「慢性期」から「回復期」へ変更する場合
- (3) 「回復期」から「慢性期」へ変更する場合〔令和7年3月追加〕
- (4) 「回復期」を減床する場合〔今回追加（案）〕

4 協議の運用方法

調整会議は、上記3の病床の医療機能の変更や減床予定の医療機関に対して、病床数に関わらず、変更理由等の書面回答を求め、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱うものとする。

なお、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合、「疑義のあるもの」として取り扱うこととし、該当する専門部会において協議する。

- (1) 疑義のあるもの
専門部会への出席及び説明を求め、協議する。
- (2) 疑義のないもの
専門部会で書面で協議する。

5 その他

当該取扱いに疑義が生じた場合は、調整会議において協議するものとする。

<付則>

令和3年8月12日決定（第15回調整会議）

令和7年3月6日決定（第24回調整会議）

令和7年 月 日決定（第26回調整会議）

4 専門部会協議結果

| 専門部会 | 協議結果 |
|------------------------------------|---|
| 第18回高度急性期及び急性期専門部会 (令和7年10月21日) | 承認する。(特に意見なし) |
| 第17回回復期専門部会 (令和7年10月27日) | 承認する。(特に意見なし) |
| 第14回慢性期及び在宅医療専門部会 (令和7年10月27日) | 「回復期」の減床は、各医療機関の経営状況を含む個別の事情も想定されることから、「回復期」を減床する場合を協議事項に追加する案については、承認することは難しい。 |
| 第17回部会長等会議 (令和7年11月11日) | 「「回復期」を減少する場合（閉院等の場合を除く）」を協議事項に追加するとして、承認する。 |

5 協議する意見（案）

「「回復期」を減少する場合（閉院等の場合を除く）」を協議事項に追加するとして、承認する。